

事 務 連 絡
平成 22 年 12 月 22 日

各国公立大学法人・学校法人事務局
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各都道府県・指定都市教育委員会健康教育主管課
各都道府県私立学校主管課
御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省高等教育局高等教育企画課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

昨日、環境省から、鹿児島県出水市で死亡したナベヅルから高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）を確認したとの発表があり、本日、強毒タイプであることが確認されました（別紙資料）。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。鳥インフルエンザへの対策という観点から、既に平成 18 年 1 月 16 日付け 17 ス学健第 18 号や平成 18 年から 22 年の数次の事務連絡（最近では平成 22 年 12 月 20 日付け）において対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野鳥観察など野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校（専修学校・各種学校を含む）に対しても、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙資料 別添）を参考にし、

（1） 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。

（2） 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。

（3） 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。

鳥や動物を飼育している場合については、

（4） それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防

止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課保健指導係

TEL 03-5253-4111 (内線 2918)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734



報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

鹿児島県出水市における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの
確認に伴う環境省の対応について

今般、鹿児島県出水市で発見されたナベヅル（18日に保護、20日に死亡、21日に H5N1 亜型が判明）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が鳥取大学からありました。

これを踏まえ、環境省は、関係府省、鹿児島県等と連携して以下の対応を実施することとしましたのでお知らせします。

- 1 発生地周辺10km 圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化
- 2 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査等)
- 3 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、①監視体制の強化及び②野鳥との接し方の普及を徹底することについて、改めて指導・要請

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成22年12月22日(水)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)

室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)

専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)

係 長：千葉 康人 (内線6473)

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします